

障害者福祉施策に関する公開質問状に対する回答

1. 国連で採択された「障害者権利条約」の批准あたっては国内法へ幅広く適用されることが必要と思います。
障害者権利条約の批准に向けて貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

(回答)

障害者権利条約は障害者の人権及び基本的自由の完全な実現を確保し促進する上で重要な意義を有するものと考えており、現在、政府において、可能な限り早期の締結を目指して所用の作業が進められていると承知しています。

2. 障害者福祉は利用者負担なしで、全額税負担で行うべきと思います。「障害者自立支援法」では、サービス利用に関し低所得者への軽減措置はあるものの、利用者には（定率）負担は大きな負担となっています。
障害者自立支援法の改正について、貴党のご見解をお聞かせください。

(回答)

障害者自立支援法の施行に当たっては、障害者制度の安定的な運営のために皆で支え合う観点から、障害福祉サービスの利用者にも一定の負担をお願いしているところです。

ただし、この負担が過大なものとならないよう、所得に応じた負担上限を設定しているところであり、また、これまでの「特別対策」や「緊急措置」により、低所得者を中心に負担上限額を引き下げるなど見直しを進め、その結果、平均的な負担率は約3%になっているなど、実質的に負担能力に応じた仕組みとなっています。

このため、先般国会に提出した改正案においては、利用者負担について能力に応じた負担（応能負担）が原則であることを法律上明確にしているところです。

3. 手話通訳などのコミュニケーション支援事業の実施主体は市町

村になっていますが、未実施市町村があります。都道府県が「手話通訳・要約筆記派遣事業」を廃止したところもあり、広域的な施策は今後とも必要です。

また、多くの市町村、都道府県において手話通訳者や要約筆記者の養成事業の開催箇所が少ないなど、コミュニケーション支援事業の担い手の養成が十分確保されていません。このように、コミュニケーション支援事業の実施には大きな地域格差が生まれています。これをどのように改善するか、貴党のご見解をお聞かせください。

(回答)

聴覚障害者に対するコミュニケーション支援は、地域で自立した生活を送るために大変重要であると認識しております。

そのため、手話通訳者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業については、障害者自立支援法において、身近な市町村が取り組む事業として位置づけられています。

また、各市町村において、コミュニケーション支援事業が円滑に実施されるためには人材の養成が重要であることから、平成21年度からの第2期障害福祉計画においては、新たに、都道府県、市町村に対して、手話通訳者等の養成の目標値を計画に盛り込み、都道府県と市町村が協力して計画的に手話通訳者等の人材の養成、資質の向上に努めることとしています。

なお、地域生活支援事業費補助金(20年度予算額 400億円→21年度予算額 440億円)により、コミュニケーション支援事業や手話通訳等の養成事業の推進を図っています。

4. 現在は、公職選挙法により、参議院比例代表区の政見放送以外は政見放送に手話通訳も字幕もつけることができません。このたびの衆議院選挙から比例代表区の政見放送については参議院選挙と同様の方法により手話通訳の付加が認められることになりましたが、手話通訳の付加は政党の判断で行われるため付加しない政党もあります。また参議院選挙区や衆議院小選挙区の選挙、地方自治体の選挙については制度改革の見通しがありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利を行使するための情報の入手を制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

(回答)

選挙において、聴覚障害者の方々が候補者の情報を入手しやすい環境の整備を進めるため、わが党は昨年6月に公表した「公職選挙法の見直しに関する報告」で、屋内の演説会場内における要約筆記のOHP表示やビデオの使用解禁を提案しました。今後、本報告をもとに公職選挙法の改正を目指します。

5. 聴覚障害者の就労については、障害者雇用促進法により一定の雇用が確保されているところですが、非正規雇用（臨時社員、契約社員、パート）が多く、十分な所得保障がなされていない実情があります。

また、現行制度では重度障害者は障害者二人とカウントされ、障害者の就労者数を押し下げる効果が生じています。

障害者の就労にあたり、障害に見合う労働の保障と所得保障について、貴党のご見解をお聞かせ下さい。

(回答)

聴覚障害者に対する雇用支援については、

- ・ 全国のハローワークに手話専門員を配置する、
- ・ 手話通訳者委嘱助成金制度を設ける

等の措置を講じてきているほか、聴覚障害者を含む障害者に対する雇用支援施策として、トライアル雇用の活用やジョブコーチによる支援等を行うなど、一人一人の聴覚障害者に対するきめ細かな支援に努めております。

また、昨今の雇用情勢の悪化を踏まえ、聴覚障害者を含めた障害者の雇用促進・雇用維持を図るため、累次の補正予算において、

- ・ ハローワークで障害者の就職支援を行う障害者専門支援員を大幅に増員したほか、
- ・ 特定求職者雇用開発助成金による中小企業の障害者雇入れ支援の拡充

等の措置を行ったところです。

今後とも、聴覚障害者を含めた障害者が自立して生活していくことができるよう、効果的な雇用施策の充実、雇用に際しての合理的配慮の提供、所得保障の在り方について検討してまいります。

自由民主党本部
政務調査会事務局

なお、法定雇用率は、ダブルカウントを前提として雇用を希望する障害者が通常の労働者と同様に働く機会を提供するような率として設定されているものであり、ダブルカウントを行うことにより就労者数を押し下げるといった性格のものではなく、重度障害者の雇用促進に資するものと考えております。